

# 令和 6 年度処遇改善加算に関する計画について

株式会社 SpinNer

- 1、対象者：介護スタッフ（ケアマネージャー、管理職、役員除く）
- 2、改善期間：令和6年4月～令和7年3月（一部旧加算を含む）
- 3、加算区分 介護職員等処遇改善加算Ⅱ
- 4、改善方法及び金額  
以下の項目を処遇改善として充当
  - ① 前年度の基本給額から新年度の基本給額へ変更になった額  
（基本給のベースアップ額）
  - ② 賞与（夏季、冬季）年間 2.0 ヶ月支給を基本として、人事考課により評価

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 処遇改善加算等見込み額          | 7,043,212 |
| うち、前年度と比較して増加する加算見込額 | 559,010   |
| うち、令和7年度の賃金改善に繰越す見込額 | 0         |
| 賃金改善見込み額             | 7,043,212 |

- 5、上記には以下の要件が必要です
  - a 任用要件・賃金体系の整備等
    - 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている
    - 上記に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
    - イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知する
  - b 研修の実施等
    - 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上、資格取得のための支援として介護福祉士資格取得のために、勤務時間の短縮や変更、勉強会等の援助を行うこと
  - c 職場環境の改善
    - 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備に努める。

→ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による  
個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改  
善に努めること

※当事業所が下記に適合するものとします

- ①仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に見込み額 2 分の一以上を基本給として充てます
- ②経験技能ある社員 1 人以上の年間所得を 440 万円目指して支給します
- ③経営悪化等により事業継続が困難な場合は、事業の継続を優先とするため、賃金水準を見直す可能性もあることをご承知おきください